参考資料

幼保連携型認定こども園の設置を目的として行う 法人間の事業譲渡に伴う財産等の贈与に係る 税制上の取扱い及び債務承継の取扱いについて

平成25年6月10日

幼保連携型認定こども園の設置を目的として行う法人間の事業譲渡に伴う 財産等の贈与に係る税制上の取扱い及び債務承継の取扱いについて

- 新幼保連携型認定こども園(※1)は、学校教育と保育を一体的に行う単一の施設として制度化するものであり、単一の設置主体によって運営される必要がある。
- したがって、学校法人及び社会福祉法人が連携して設置している旧幼保連携型認定こども園(※2)について、 認定こども園法一部改正法附則第3条第1項の規定に基づくみなし設置認可の適用を受けて新幼保連携型 認定こども園として存続するために、単一の設置主体による運営に切り替えるにあたっては、当該旧幼保連 携型認定こども園を構成する幼稚園又は保育所の事業を、一方の法人から他方の法人に対して譲渡(以下 「事業譲渡」)する必要がある。
- また、異なる設置主体によって設置されている既存の幼稚園及び保育所等を基に、旧幼保連携型認定こども園の認定を受けてみなし設置認可の適用を受けようとするため、又は新制度施行後に新幼保連携型認定こども園を設置するために単一の設置主体による運営に切り替える場合にも、事業譲渡が必要である。
 - ※事業譲渡に係る取扱い及び留意点については、「複数の法人が連携して設置する幼保連携型認定こども園に係る 法人間の財産等の承継を含む事業譲渡等の取扱いについて」(平成24年12月18日付3府省5課長・参事官連名 通知)を参照。
- これらの事業譲渡に伴う財産等の贈与に係る非課税措置の承継及び債務承継の取扱いについて、別紙の とおり整理しており、近日中に通知にてお知らせする予定。
- ・別紙1:事業譲渡に伴う財産等の贈与に係る税制上の取扱いについて(租税特別措置法第40条の改正関連)
- ・別紙2:日本私立学校振興・共済事業団や独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けている場合の債務の承継に係る 取扱い等について

(参考)学校法人立幼稚園と社会福祉法人立保育所で構成されている幼保連携型認定こども園の設置状況

- (※1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (※2)認定こども園法一部改正法による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園で幼稚園及び 保育所で構成されるものをいう。

別紙1

事業譲渡に伴う財産等の贈与に係る税制上の取扱いについて (租税特別措置法第40条の改正関連)

所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)に伴う租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条の改正の概要

- 新幼保連携型認定こども園又は旧幼保連携型認定こども園の設置を目的として、幼稚園又は保育所若しくは保育機能施設 (以下「幼稚園又は保育所等」)を単一の設置主体による運営に切り替えるため、幼稚園又は保育所等の事業を一方の設置者(学校法 人や社会福祉法人等の公益法人等。以下「譲渡法人」)から他方の設置者(以下「譲受法人」)に譲渡する場合における財産等の贈与について、 所定の手続の下、租税特別措置法第40条に基づく国税庁長官の非課税承認を継続することが認められることとなった。 (平成25年6月1日~)
 - ※これまでは、譲渡法人の解散に伴う残余財産の引き渡しによる財産等の移転を除き、非課税承認の継続が認められていなかった。

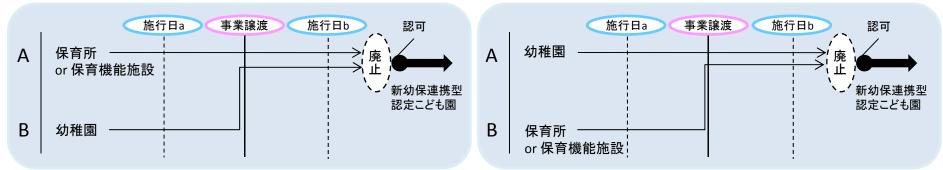
(非課税承認を継続するために必要な手続)

- ○財産等の贈与の日の前日までに、所轄税務署を通じて国税庁長官に所定の書類(※)を提出。
- ※ 幼稚園又は保育所等の設置認可等の日又はその申請日、幼保連携型認定こども園の設置予定日、財産等の明細などの所定の事項が記載された書類。
- 〇 譲受法人は、譲り受けた財産等を、財産等の贈与の日の翌日から1年以内に、新幼保連携型認定こども園又は旧幼保連携型認定こども園の事業の用に供しなければならない。

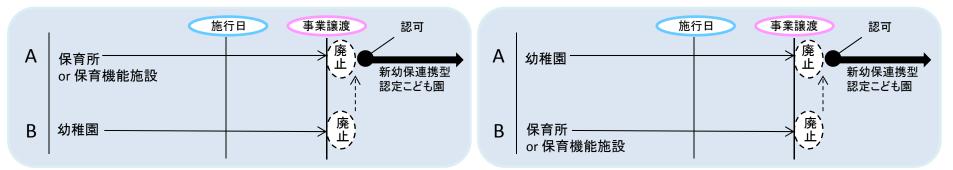
※「新幼保連携型認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、「旧幼保連携型認定こども園」とは、認定こども園法一部改正法による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園で幼稚園及び保育所で構成されるものをいう。

対象となる財産等の贈与

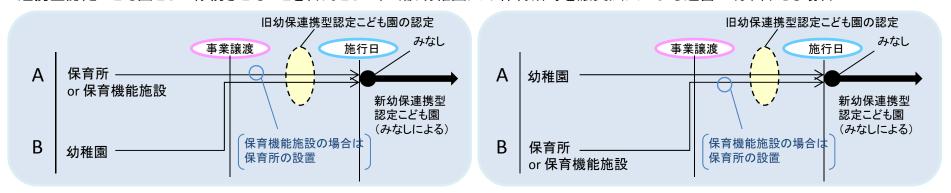
- 〇以下の1.~4.の場合に行われる事業譲渡に伴う財産等の贈与が対象となる。
- 1. 譲受法人による新幼保連携型認定こども園の設置を目的として、譲渡法人が設置する幼稚園又は保育所等を譲受法人による運営に切り替える場合 ※「A」は譲受法人、「B」は譲渡法人。



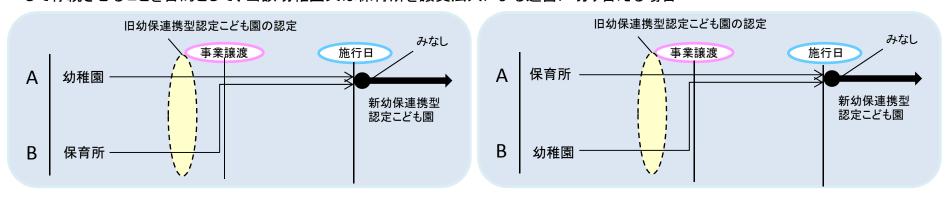
2. 譲渡法人及び譲受法人がそれぞれ設置する幼稚園又は保育所をともに廃止し、これらを基に譲受法人が新幼保連携型認定こども園を設置する場合



3. 譲渡法人及び譲受法人がそれぞれ設置する幼稚園又は保育所等が連携する施設について旧幼保連携型認定こども園の認定を受け、 認定こども園法一部改正法の施行日に認定こども園法一部改正法附則第3条第1項に規定するみなし設置認可の適用を受けて新幼保 連携型認定こども園として存続させることを目的として、当該幼稚園又は保育所等を譲受法人による運営に切り替える場合



4. 譲渡法人及び譲受法人がそれぞれ設置する幼稚園又は保育所が構成する旧幼保連携型認定こども園について、認定こども園法一部 改正法の施行日に認定こども園法一部改正法附則第3条第1項に規定するみなし設置認可の適用を受けて新幼保連携型認定こども園と して存続させることを目的として、当該幼稚園又は保育所を譲受法人による運営に切り替える場合



日本私立学校振興・共済事業団や独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けている場合の債務の承継に係る取扱い等について

別紙2

日本私立学校振興・共済事業団や(独)福祉医療機構から資金の貸付けを受けている場合の債務の承継に係る取扱い

- 〇譲渡法人が、日本私立学校振興・共済事業団や独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受け、事業譲渡の時点で その償還が完了しない場合において、当該貸付けに係る債務を譲受法人に承継することについては、債権者である事業団又 は機構の同意を得ることが必要であり、手続き等については、事前に事業団又は機構に相談すること。
- ※1)学校法人以外の幼稚園を設置する法人への債務の承継については、日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第48号)第23条第1項 第2号に規定する「私立学校教育に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者」への貸付けとして、事業団が同意した場合に認められる。
- ※2)社会福祉法人以外の保育所を設置又は経営する法人への債務の承継については、独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第146号)による改正後の独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成15年政令第393号)第2条第8号に規定する「保育所を設置し、若しくは経営する法人」への貸付けとして、機構が同意した場合に認められる。

(参考)学校法人立幼稚園と社会福祉法人立保育所で構成されている幼保連携型認定こども園の設置状況

都道府県	対象園数	対象法人数	都道府県	対象園数	対象法人数
岩手県	1	2	岐阜県	1	2
福島県	1	2	愛知県	2	4
茨城県	1	2	滋賀県	1	2
栃木県	1	2	大阪府	2	4
群馬県	1	2	広島県	5 (%)	6
埼玉県	1	2	愛媛県	1	2
千葉県	3	6	佐賀県	1	2
神奈川県	1	2	長崎県	3	6
新潟県	1	2	大分県	2	4
富山県	3	6	宮崎県	1	2
石川県	1	2	鹿児島県	2	4

22府県に所在する36園・68法人が該当

(※)1組の学校法人・社会福祉法人が計3園の幼保連携型認定こども園を設置している。